

令和5年第3回定例会（第4号）

令和5年9月22日（金曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 認定第 1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 認定第 2号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第 3号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第 4号 令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 認定第 5号 令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について
日程第 7 認定第 6号 令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について
日程第 8 議案第46号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第6号）
日程第 9 発議案第12号 町議会の委任による専決処分事項の指定について
日程第10 発議案第13号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書
日程第11 発議案第14号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
日程第12 発議案第15号 学校給食の無償化を求める意見書
日程第13 発議案第16号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第14 議員の派遣について
日程第15 閉会中の継続調査の申し出について
日程第16 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（14名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		8番	稲 垣 明 美
	9番	中 川 友 規		10番	平 松 俊 一
	11番	上 野 武 彦		12番	池 田 誠 悦

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	工 藤 稔	総 務 課 長	中 村 雄 司
財 政 課 長	青 山 栄久雄	情 報 防 災 課 長	庭 田 昌 輝
政 策 推 進 課 長	花 巻 亘	税 務 課 長	佐 藤 恵 美 子
会 計 課 長	関 口 順 子	住 民 課 長	福 川 晃 也

環境生活課長	村山徳收	福祉課長	谷口真樹
子育て支援課長	川崎恵子	健康推進課長	岩上剛
商工労働観光課長	磯場嘉和	農林水産課長	村上宏樹
土木課長	笠原泰之	都市住宅課長	川島篤実
上下水道課長	池田晃		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	学校教育課長	柴 田 憲
生涯教育課長	竹 内 圭 介	学校給食センター長	福 永 崇 弘
スポーツ振興課長	高 橋 雅 貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 赤 石 旭

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 中 村 雄 司

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監 査 委 員 永 田 英 利

○本会議の書記

事 務 局 長	広 部 美 幸	書 記	山 本 翔 大
書 記	伊 東 宏 樹		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

13番	川 村 主 税	1番	澤 出 明 宏
-----	---------	----	---------

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第3回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

13番 川村主税議員

1番 澤出明宏議員

以上、2議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。町長より町政動向報告が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2

認定第1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3

認定第2号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4

認定第3号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5

認定第4号 令和4年度七飯町介護保

険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6

認定第5号 令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について

日程第7

認定第6号 令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について

○議長（木下 敏） 日程第2 認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3 認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第4号令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について、日程第7 認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について、以上6件を一括して議題といたします。

6件を一括して、令和4年度決算審査特別委員長の報告を求めます。

川上弘一委員長。

○決算審査特別委員長（川上弘一） それでは、報告書を読み上げます。

委員会報告第10号令和4年度決算審査特別委員会報告書。

令和5年9月8日、第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和4年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和5年9月20日。

七飯町議会議長、木下敏様。

令和4年度決算審査特別委員会委員長、川上弘一。

記。

事件名、（1）認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

（2）認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

（3）認定第3号令和4年度七飯町後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

(4) 認定第4号令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(5) 認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について。

(6) 認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

2、審査の経過。

令和5年9月8日、11日、12日、13日、14日、19日、20日の7日間、委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査及び現地調査を行った。

3、審査の結果。

(1) 認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、不認定。

概要及び理由。一般会計の歳入歳出決算は次表のとおりである。下の表を御参照いただきます。

令和4年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額131億9,700万6,523円で、前年度と比較し、国庫支出金（子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金）や町債（災害対策等整備事業債）の皆減により、全体で7億5,753万1,240円減少している。町財政の根幹をなす町税の収入済額は、29億6,807万1,846円で、個人町民税、法人町民税の減少により、前年度より4,531万3,310円減少している。

歳出総額は、128億6,130万9,414円で、令和2年度から令和3年度へ繰越事業である消防費（防災行政無線整備等委託料）の皆減により、前年度と比較して、全体で6億8,778万4,520円減少している。

歳入歳出差引額は、3億3,569万7,109円で、翌年度へ繰り越すべき財源752万8,000円を差し引いた実質収支額は、3億2,816万9,109円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、5,080万720円の赤字となり、これに財政調整基金への積立金1億9,200万、町債の繰上償還金1億2,294万1,222円を加え、財政調整基金取崩額4,800万円を差し引いた実質単年度収支額は、2億1,614万502円の黒字である。

町長への総括質疑においては、①道の駅指定管理料2,219万9,000円のうち、合併処理浄化槽の清掃・法定検査・法定保守点検の経費の詳細について。

②道の駅合併処理浄化槽について、浄化槽法第7条及び第11条定期検査によると、放水水質基準のBODの数値が開業以来基準を超えているが、これは不適正と思うがその見解について。

③道の駅浄化槽臭突増設工事47万3,000円について、開業当時からトイレの異臭が問題となっており、浄化槽の根本的な問題に取り組まず、臭突工事でごまかすような対策は不適正と思うがその見解について。

④浄化槽法第7条及び第11条検査結果書の保管管理の詳細について。

⑤活力のあるまちづくり推進助成金165万6,257円のうち、フリーペーパーとして発行された町内にある1神社の大祭をPRする内容について、政教分離の観点からおかしいのではないかと町民の声が上がっているが事務執行は適正だったのか。また、予算執行者の町長がインタビューで出ているが、一般的、または町民感情的に政治的な利用ではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正だったのか。

⑥ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験は、町民の意向調査としては程遠いものであり、計画全体を見直すべきであると考えその見解について。

⑦道の駅について現地を確認した際に、造成地全体の地下水位の高さが確認できた。当初設計から、盛り土の高さを現状の高さに変更した経緯について。

⑧介護保険法第22条の不正利得による返納金403万8,480円について、平成30年度から4年経過しているが、その間に不正利得金額の返納について、どのように対応してきたのか。

⑨予備費の充用について、元来、予備費は災害や罹災者に対処するためのものとしてきたが、令和4年度では総額1,500万円とし、充用額を949万1,000円としている。本来は、専決処分等で処すべきものを安易に充用したのではないか。

⑩対外競技補助金及びスポーツ振興補助金の規則を改め、事実上の減額策を実施している。子ども達は、全道・全国で七飯町の看板を背負って一生懸命頑張っている。この姿に報いるのが行政ではないか。また、準要保護算定基準を所得額から収入額に改め、結果として小中学校の対象者を各30%減少し、金額は230万円の減額となった。

しかし、一方では、子どもの育成に関する基金を設立するなど、子どもに寄り添った政策を取るなど、正に逆行する行為であり、子どものひた向きの努力を評価し、家庭の経済力を勘案し、いま一度、町長に努力してもらいたいが、どう考えているか。

という質疑に対しまして、「①浄化槽管理者には、保守点検・清掃・法定検査の三つの義務が定められております。令和4年度道の駅指定管理料2,219万9,000円のうち、合併処理浄化槽清掃、法定保守点検、さらに、年2回の独自の水質調査、合わせて299万5,000円、浄化槽法第11条に基づく法定検査手数料として4万円、計303万5,000円となっております。

②浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査の結果、BOD測定値が目標水質である20mg/Lを開業以来、上回っております。検査結果の総合判定としては、不適正が2回、おおむね適正が4回でしたが、町といたしてもBODの数値を基準値内にすべく、開業以来の管理の中で、管の内部清掃をはじめ、トイレ排水量を調整したり、浄化槽の中のバクテリア菌が活

性化するような薬剤を投入したり、今ある設備の範囲の中で、可能な限り工夫をして対応してきたところでございますが、結果として、数値が基準値内になっていないことは、公共施設を管理する町として、不適切であったと認識しております。

③開業当初から浄化槽の付近で臭いが出ているというお声をいただき、指定管理者の方でも、固形タイプの消臭剤を浄化槽内に吊るしたり、消臭剤を浄化槽の中に撒くなど、消臭対策を行ってきました。町としても、浄化槽内部の臭気を少しでも緩和する手段として、令和4年度に、道の駅浄化槽臭突増設工事を実施してきたところでございます。さらに、令和5年度からは、指定管理者が消臭剤を浄化槽の蓋の周りに自動で噴霧する設備を独自に設置し臭気の軽減に努めているところでございます。

④検査については、指定管理者委託業務に含まれておりますので、指定管理者が適正に実施し、検査結果を保管しております。その上で、年に1回、商工労働観光課が、実績報告に基づき、確認してございます。その際に、BODの数値が高いことは認識しており、2点目で御答弁したとおり、今ある設備の範囲の中で、可能な限りの工夫を対応してきたところでございます。これまで様々に対応してまいりましたが、結果として、数値が基準値内になっていないことは、公共施設を管理する町として、反省するところであり、この問題を抜本的に解決すべく、今定例会最終日に、BOD数値20mg/L以下となる改善策を導き出すための道の駅浄化槽適正化調査業務委託をするため、補正予算を提案するとともに、できる限り早い時期に、その改善策を実施することといたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

⑤令和4年度決算審査特別委員会において、七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金の交付が、政教分離の理念に反しているのではないかと、そして事務手続の不備があったのではないかと、という点について疑念を抱かせてしまったことに対しまして、まずは謝罪申し上げます。令和4年度決算審査特別委員会において、

担当課長より、北海道町村会法務支援室からの見解を踏まえ、総合的に判断し、七飯町まちづくり推進条例に抵触していないことから、助成金の交付は適切であった旨の回答をしているところでございます。このたび、町が当該助成金を交付した団体は、任意団体であり、宗教法人ではなく、また、特定の宗教の布教を目的とした団体ではございません。交付決定を受けた事業の内容については、地域の小規模事業者販路拡大を図るためのマルシェや、取材を通じて高校生の中に地域プライドを創出するためのフリーペーパーである「マルシェ通信」などになっており、神道の布教を目的とした行為とはいえないと考えております。

しかしながら、御指摘のとおり、当該フリーペーパーは神社のお祭りのPRを兼ねて作成したと捉えられる側面も有しており、町民に対して誤解を招く恐れがあったと認識してございます。今後、このような事態が起こらないよう、事務手続に関する規則、手引き等を改正し、当該助成金を活用して発行するポスター、チラシ、フリーペーパー等については必ず事前に町に確認をすること。そして、当該助成金を活用して行う事業について、政教分離の原則に照らして誤解を招く恐れがないものであることなどに関する規定を追加する対策を講じます。また、私自身が取材対象の一人として当該フリーペーパーに掲載されていることにつきましても御指摘をいただいているところです。このことが、直ちに政治的利用に当たるものとの認識はございませんが、多くの方に誤解を与え、御不快に感じた方がいらっしゃったのであれば、軽率であったと反省するところでございます。

⑥七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験は、七飯町の現状分析や町民の意向などを伺うアンケート調査などを基に、協議を重ねてきた諮問機関である七飯町地域公共交通活性化協議会の答申を受け、さらにパブリックコメントを経て令和4年10月に作成した七飯町地域公共交通計画に基づき、その施策実現に向けた検討事項として実施したものです。現在は、その結果を踏まえて次の施策を検討している途

中でございます。この計画の期間は5年であり、情勢の変化に合わせて必要があれば見直ししていくことは当然であると考えておりますが、今は、その必要はないものと認識しております。

⑦現地で確認された地下水位の高さは、標高25.73mです。また、建物の設計GLは、標高26.45mで設計されており、当初から変更はございません。また、盛り土の高さについては、計画の中で様々な高さが検討されましたが、最終的に現在の高さが当初の設計で、それからの変更はございません。

⑧介護保険法第22条の不正利得による返納金が発生した経緯について説明いたします。町が指定する地域密着型サービス事業所に対して実施した監査の結果、4名分の居宅サービス計画が未作成であったことが判明したことから、平成30年5月11日に運営法人に対し、改善勧告を行うとともに、七飯町指定地域密着型サービス事業者等指導及び監査に関する要綱第12条の規定により、介護サービス計画が未作成であった期間に支払った介護給付費に対し、100分の40を乗じた1,078万8,480円の返納金の請求を行ったものでございます。町からの返納金の請求に対し、運営法人からは、一括での支払いが困難との理由で、平成30年7月から令和5年6月までの60回払いにより、1年目は8万円、2年目は13万円、3年目は18万円、4年目は23万円、5年目は28万円、最終回の60回目に残額を支払うという旨の返済計画書の提出があり、承認しております。その後、返済計画通りに、令和4年3月まで、合計44回分の返納がなされましたが、令和4年4月以降については、事業の悪化により、他に借入れしている銀行などへの支払いが滞っている状況で、町への支払いについても、未払いとなりました。税務課とも対応を協議し、法人側との話し合いを重ねてまいりましたが、支払いのめどが立たないことから、適正な滞納処分を執行しております。今後においても、法人並びに他の債権者の動向を確認し、対応を検討してまいります。

⑨令和4年度の予備費は、当初予算に1,000万円を計上し、そのうち、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者への支援物資の配布に930件、342万2,000円を充当し、コロナ感染による罹患者の救済を目的とした予備費の使用となっております。このことについては、令和3年度の後半から、町内でコロナ感染者が急増し、町の対応を速やかに行うべく議会とも相談させていただき、令和4年5月24日開催の第3回議員全員協議会に情報提供をさせていただいたもので、その当時では、コロナ感染の終息が見えない状況下での予備費の使用であったことを御理解願います。

また、令和4年8月8日に発生した大雨被害による災害対応として、535万8,000円を予備費から充当させていただき、この件についても、令和4年9月1日開催の第4回議員全員協議会に情報提供をさせていただいたもので、早急に応急復旧した箇所については予備費から、本格的な災害復旧に係る予算は専決処分による補正予算により対応したことを御説明しているものでございます。令和4年度の予備費の使用については、総額949万1,000円を充当してございますが、この2件で、予備費の92.5%を使用しており、これまでどおり災害対応や罹災者・罹患者の救済のために予備費を使用したものでございます。予備費の使用については、これまでの議会での議論を踏まえ、予備費を充当するかどうかについては、慎重に判断をしており、決して安易に予備費を充当しているものではないことを御理解いただきたいと思います。

⑩補助金の規則を改めたのは、補助金を支出する対象・基準が明確でなかったことから、スポーツ関係でいえば中体連の主催、吹奏楽でいえば吹奏楽連盟の主催、というような、学校教育活動の延長として開催されている大会に限定させていただいたということでございます。

ただ、他にも学校教育活動の延長と思われる大会はございますが、スポーツの多様化によって様々な競技が開催されるようになり、全ての大会に対して助成するということには、なかなか

かなりませんので、基準を設けさせていただいたという事になります。なお、この基準から外れたものについては、従来はスポーツ少年団に加盟していないと支出できなかったものを、スポーツ振興補助金でカバーすることとしたもので、こちらのほうでは、対象範囲が広まっております。

次に、準要保護算定基準でございますが、従来世帯の所得を基準として算定していたものを、世帯の収入を基準に変更したものでございます。このことによって、控除額に左右されない、世帯の適正な認定につながっております。この変更によって、従来認定されていた世帯が不認定となったということもございますが、世帯の状況を正確に把握する上では、適切な変更であったと思っております。なお、この収入額による算定は、函館市及び北斗市においては、従来より行われていたものでございます。

以上のことから、対象や基準を明確化したことによって、今まで以上に公平公正な行政執行ができているものであり、私の掲げている子育て政策に反する内容ではありませんので、御理解いただきたいと思います。」との答弁があった。

不認定理由。

討論において、不認定理由として以下の項目が挙げられた。

道の駅なないろ・ななえの合併処理浄化槽から排出される水のBODと透視度に関しては、排出基準を一度もクリアしていない。BODの処理目標水質は20mg/L以下と定められているが、道の駅開業の平成30年度より5年間、一度も排出基準をクリアしておらず、特に、平成30年度と令和3年度は、BOD基準値に関しては8倍以上という異常値を出しているが、管理責任者の町が有効な改善策を取らなかったことは重大な法令違反行為であると認識している。この間、町は改善策として汚泥引き抜きと張り水行為をしてきたが、排出基準は一向に改善されていない。今後の対策として、道の駅浄化槽適正化調査業務委託を行う考えを町長総括質問への答弁で打ち出してきたが、一般

会計決算審査に関しては不認定を表明する。

また、町は活力のあるまちづくり推進助成金として165万6,257円を助成しているが、その一部はフリーペーパーとして発行され、神社開催事業をPRする内容であった。これは、政教分離の原則に反する恐れがあることから、今回の一般会計の決算に関しては不認定を表明する。

その他、委員から、今回の決算審査による要求資料の提出において、浄化槽法による法定検査結果の数値がいずれも基準をクリアしていないことが判明。町長においても、BOD基準値をクリアしていないことを初めて知ったと答弁があったが、施設管理者で予算執行者である町では、この事実を把握していた。議会から指摘がなかったら、この問題は、改善されなかったと認識されることから、不認定を表明すると意見があった。

以上、本会計について、起立採決をした結果、賛成1名、反対10名により不認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

下の表を御参照願います。

本会計の歳入総額は、31億3,846万9,687円、歳出総額は、31億2,556万8,887円で、実質収支額は、1,290万800円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、6,781万2,049円の赤字となったが、6,639万3,000円の国民健康保険財政調整基金への積立てを行い、基金残高は、1億6,875万6,441円となっており、今後の財政不安に備えた運営が図られている。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表を御覧ください。

本会計の歳入総額は、4億6,704万771円、歳出総額は、4億5,939万5,649円で、実質収支額は、764万5,122円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

下の表を御覧いただきます。

本会計の歳入総額は、29億6,285万1,067円、歳出総額は、28億8,415万754円で、実質収支額は、7,870万313円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の1,232万290円となっており、歳入は、介護予防サービス計画費収入で、歳出は、保険事業勘定繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について

決定、認定。

概要及び理由。

総収益4億8,616万4,301円で122万7,465円の増加、総費用4億4,373万6,168円で2,257万216円の増加、差引当年度純利益は、4,242万8,133円と

なり、前年度繰越利益剰余金6,818万4,219円を加えた当年度未処分利益剰余金は、1億1,061万2,352円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金1億1,061万2,352円から令和5年度に減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,500万円を積み立てた処分後の繰越利益剰余金は、6,561万2,352円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り、住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

総収益7億1,566万369円で1,989万3,244円の増加、総費用7億1,526万6,817円で2,014万9,539円の増加、差引当年度純利益は、39万3,552円となり、前年度繰越利益剰余金2,806万3,982円を加えた当年度未処分利益剰余金は、2,845万7,534円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金2,845万7,534円から、令和5年度に減債積立金200万円を積み立てた処分後の繰越利益剰余金は、2,645万7,534円としている。

以上、本会計については、令和2年度から地方公営企業法が適用され、適正な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

委員会報告は、以上でございます。

○議長(木下 敏) 令和4年度決算審査特別委員会は、神崎和枝議員と議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第79項の規定により、質疑を省略いたします。

委員長、お疲れさまでした。

これより討論、採決を行います。討論、採

決については、認定第1号から会計ごとに順次行ってまいります。

最初に、認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。本案に対する委員長報告は、不認定でありますので、この場合、原案に賛成の討論、つまり不認定に反対の討論を許します。

池田誠悦議員。

○12番(池田誠悦) それでは、原案に対して賛成の討論をいたします。

今回の決算委員会では、いろいろ意見が出されましたが、不認定までの内容に至らないと思います。令和4年度七飯町一般会計歳入歳出の決算の原案に対して賛成をいたします。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 次に、原案に反対の討論、つまり不認定に賛成の討論を許します。

上野武彦議員。

○11番(上野武彦) それでは、一般会計決算について原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

道の駅なないろ・ななえの合併浄化槽のトイレの排水のBODと透視度に関し、排水基準を一度もクリアしておりません。BODの処理目標水質は、20mg/L以下ということで定められておりますが、道の駅開業の平成30年度より、この5年間、一度もこの基準をクリアしておりません。平成30年度は、BOD193mg/L、平成31年度は68mg/L、令和2年度は72mg/L、令和3年度は173mg/L、令和4年度は28mg/Lで、特に、平成30年度と令和3年度は、この基準を8倍以上という異常値を出してしておりますが、管理責任者の七飯町は有効な対策を取ってきておりません。これは、重大な法令違反行為であります。この間、町は、改善策として汚泥引き抜きと張り水行為をしてきましたが、排水基準をクリアするに至っておりません。

今後の対策として、町は、道の駅浄化槽適正化調査業務委託を行う考えを、今回の町長総括質問への答弁で打ち出しておりますが、今回の一般会計決算審査に関しては、これまでの七飯

町の行政内容についての審査であることから、今回の七飯町の一般会計決算内容については、反対を表明します。

また、今回、町は、神社の行事に関し、神社の大祭PRの事業に活力あるまちづくり推進助成金として、
を出しておりますが、これは、政教分離の原則に反する恐れがあることから、今回の一般会計決算に反対を表明します。

以上の理由から、今回の七飯町一般会計決算に関しては、七飯町議会として、このような違反行為を容認することなく、議会として不認定とするよう提案をいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 次に、原案に賛成の討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） それでは、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告は不認定であります。

この場合、議会運営例規第113項の規定により、委員会報告が否決の場合の採決の方法は、原案について採決することになっております。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立少数であります。

よって、本案は、不認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告

は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第3号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第4号令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8

議案第46号 令和5年度七飯町一般会計補正予算(第6号)

○議長(木下 敏) 日程第8 議案第46号令和5年度七飯町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(青山栄久雄) それでは、議案第46号令和5年度七飯町一般会計補正予算(第6号)について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、本定例会において議決をいただきました一般会計補正予算(第5号)に計上した7款商工費の道の駅床下排水ポンプ取替工事の対応について、改めて地下水が発生する根本的な原因調査とその対策を行うための調査設計費を計上する予算のほか、9月1

4日に町内の一部で降った短時間の強い雨により、町道及び農道の不通箇所において土砂流入、路面の洗掘等が発生したため、これを補修する予算などとなり、9月7日の議決以降において、新たに生じた追加経費について補正するものでございます。

議案の補正予算となりますが、第1条は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,024万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ122億892万6,000円とする補正予算であります。

初めに、歳出から御説明申し上げます。7ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項5目町営牧場運営費は、9月12日、13日に城岱牧場に放牧中の牛1頭、馬1頭が死亡したことから、町営牧場管理条例施行規則に定める見舞金を支給するため9万円を追加。

次に、7款商工費1項4目道の駅管理費の道の駅指定管理費は、前段で御説明しましたが、道の駅なないろ・ななえにおける地下水の対策を図るため、地質調査及び地質解析による発生原因の特定と、地下水を処理するための排水設計業務に330万円を追加。また、道の駅の合併処理浄化槽の適正管理と排水基準に適合させる適正処理人槽の算定を行うため、道の駅浄化槽適正化調査業務委託料に30万円を追加。

8款土木費2項1目道路橋梁維持費は、9月14日に大沼地区で発生した短時間の強い雨により、町道東大沼1号線をはじめ、複数の路線で土砂流入や路面洗掘により、道路の維持補修が必要なことから、事業合計で655万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、5ページの歳入にお戻り願います。

10款地方交付税と19款繰越金は、このたびの補正予算に伴う収支調整分として、普通交付税に1,000万円を、前年度繰越金に24万4,000円を追加するものでございます。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより質疑を許しま

す。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 1点、道の駅の指定管理費、この点についての質問をいたします。

今回、地下水が高いということで、330万円委託料を提案されています。この330万円というのが、ちょっと納得できない点があります。

それは、当初の設計、あそこに道の駅を造ると設計と申しますか、設定をした時点で、地下水というのは、ボーリング調査ではっきり出ているはずなのです。それに対して、造った道の駅の中で不具合が出ていて、今回、それに対してどうするかという調査費ですが、私としては、当初の設計に、そもそも問題があったのではないかと申すことを常々一般質問でも行ってきておりますけれど、この点について、例えば、この330万円の予算のうち、道の駅を設計した業者に対して、瑕疵義務、そういうことを問う、そういうお考えがないのか、ある程度負担をしてもらう、そういう必要があるのではないかと私は考えます、この点についての答弁。

もう一つ、合併浄化槽、これを30万円、設計が、業務のその委託ということですが、おかしいのではないですか。今、基準値を超えて排水されているのですよ。その対策費というのは、もらわないのですか。今日現在も、今の合併浄化槽というのは、1日660人に対応する合併浄化槽です。1年間に100万人近いでしたか、利用者がいらっしやる中で、どう考えても、今の合併浄化槽では足りないという現実が5年間も続いてきている。それに対して、30万円ですという調査になるのか知りませんが、対策をしないというのはおかしくないですか。はっきり基準値を超えて、毎日、川に排出されているのですから。それに対する対策費、盛るべきではないですか、いかがですか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、お答えしてまいりたいと思います。

まず、地下水の対策の関係でございますけれども、こちらについては、設計も込みという形で330万円という形になってございます。

当初、確かにボーリング、建物を建てる前ですね、地質のボーリングを建物周りで2か所、それから土のほうで3か所という形でボーリングをしてございます。それをやって、建物周りでも、水位も地下水位も分かってやっていますのですけれども、今回、水が出ているというところで、そこが分からないと、原因が分からないので、それを究明するために今回の委託をかけて、対策の設計までしていただくというような流れとなっております。

また、瑕疵というところでございますけれども、これについては、うちのほうでも、5年前のことという形になっておりますので、今回、町のほうで全て行うというような考えでおります。

それから、浄化槽の関係でございますけれども、今回は、こちらのほうは設計は入ってございません。あくまで、水質の調査、それから、流量の量だとか、水量だとか、その辺を全部調査をかけた上で、適正な人槽を算定するということまでです。その後、実際の今度は設計という形に入っていくという形になるかと思っております。

それまでは何もしないのかという御質問でございますけれども、今回の調査の中で、まず、とりあえず暫定というか応急手当的に何かできる対策、町も、いろいろ様々やってはきたのですけれども、結果的になかなか思った成果が出ていないというのも実際でございますので、今回の委託の中で、応急措置としてできるものはやっていきたいというような考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 道の駅は、まだできて5年ですから、完全に瑕疵の期間に入っていると思います。これは、金額は少ないかもしれませんが、例えば、そのポンプで排水をしている現状とかあるわけですから。そういったことに

対して、やはりきちんと瑕疵を求めるという姿勢は必要だと思いますので、御検討願えればと思います。浄化槽に対応することが、先ほども言いましたけれども、現状に合う対策を盛らないで、調査結果に対して設計とか、これからやっていくという、それはどうなのですか、公共事業を行っている管理者として正しい判断ですか。毎日、基準値を上回る水を垂れ流しにしながら、何か月かかるのか分かりませんが、これから考えますという説明ですよ。とりあえず、今、何か対策をしないといけないのではないですか、世間一般の常識からして。それを盛らずに、調査費、これからどうするかということしか出さないというのは、これは世間で認められないと私は思います。

改めて、考え直す気がないのかどうか、再度質問いたします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、御説明してまいりたいと思います。

浄化槽のほうについては、何もしないということではございません。今回の委託の中で、何かできること、これは盛り込んでいただいて、それはやっていきたいというふうに考えてございます。

ただ、抜本的なものというのは、現地も見て、皆さんにもお配りした資料にもあるとおり、その人槽の問題がありますので、こちらのほうについては、やはり、それを経てから設計をしっかりとやって、それから本工事をやるという形でない、なかなか抜本的に小手先ではできないということで判断していますので、まずは、しっかり調査をした上で、次のステップに取りかかりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 今現在に、その基準値を上回る水が排水をされていると、普通であれば、これを1回止めて、原因対策をきちんとつくって、対処してから流す、そういうものだと思いますけれども。仮に、仮設の機械である程

度、その対応するというやり方はあると思いますよ。そういうことが先にあってから、将来的にどうするのかというのが、順番だと思いますけれど、現状、5年間ずっと放置してきたものを、さらにまた調査期間を経て、その結果を待ちますという答弁ですから。これは、納得できないのではないですか、普通の人の対して。道の駅の運営管理の中に、約300万円のお金、予算をもらえたわけですよ。浄化槽の清掃、点検、そういったもの、そういうそのお金のほかに対策費というのがあるべきなのですけれども、今回は委託料、業務で調査する30万円だけと、これはどう考えても、道の駅でやっている業者がかわいそうだと思いますよ。そのにおい対策しか、今までやってきていない。それで、これから問題があるという報道が恐らくされてくるでしょう、もう実際に一部出ていますから。そうすると、客足に響くということだって考えられませんか。ちゃんと今、対応していますと、そういう姿勢がなければ、私はおかしいと思いますけれども。もう一度お願いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） ちょっと繰り返しの話になるかもしれませんが、あくまで、今回のその浄化槽の関係の調査委託の中に、応急的に何か手だてがないかと、それも盛り込んでいただくという形になっていますので、それに対して、対応していくということで、全く対応しないということではなくて、今回の委託の中に、その対応策も入れていただくという形になってございますので、それをもって対策をしていくという考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

中川友規議員。

○9番（中川友規） 今の合併浄化槽の件なのですけれども、まず、30万円の調査業務委託料ということで、今、BODがクリアをしていない状態で、何らかの対策も含めて、この30

万円のできる範囲でやってもらうということでしたけれども。そもそも、道の駅は町の管理の建物ですよ。これが、例えばですけれども、一般の企業だとか、要は、町の公共施設ではない施設が、こういう基準をクリアしていない、浄化槽の法定の基準をクリアしていないというのが判明して、それで、町は本来、指導する立場側だと思うのです。同様の状況の場合、一般の施設の方に対しても、要は、基準をクリアしていない状態で調査するという同じような状況になった場合は、それはそれで許されるのか。それとも、一般の場合は、まず基準をクリアしていないので、川に流れないように、まずそちらの対策を取ってくださいというようなことをするのか、そこですね。

そこと、あと、この調査、調査というか、要は、浄化槽のキャパシティの問題ですね、これは簡単に言えば、誰が見ても分かると思うのですけれども、増やすか、取り替えるしかないと思うのですけれども。その、どのようなものか、どのようのかとか、どういう工事がいいのかという調査が入ると思うのですけれども、そのスピード感というか、期間というのが、どういうスケジュールで考えていくのか。調査費用は出しました、これが、では来年になります、では来年からどうしますかといって、要は、その間ずっとこういう状態が続いていくのか、それとも、この予算を執行した中で、もうすぐ分かったら、例えば、来年度の当初予算までにスピード感を持って組み込んでいくという気持ちでやっているのかどうかをお願いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、お答えしてまいりたいと思います。

まず、数値の関係ですけれども、確かにBODの数値の基準は上回っているという形になってございます。ただ、全体、トータルの総合判定というところになると、おおむね適性という判定をさせていただいているところです。それに、おおむね適性に対して、何か指導が入るかという、そこは浄化槽協会のほうにも確認しましたけれども、それに対して、一般的に指導

が入るということではないという話でございます。

ただ、先ほど来、そういうことではなくて、数値が高いのを何とかしなければならないというところで、町のほうとしても対策を考えるという話でございますので、こちらのほうの調査については、早急に発注をかけて、今、考えているのは、11月の月上旬までに成果をいただきまして、報告いただきまして、次の設計のほうの段階に入っていきたいという形で考えてございます。当然、11月の結果が出た段では、議員の皆さんにも情報提供させていただきまして、次のステップの話もさせていただければと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 調査のほうは、11月上旬めどで、結果次第、スピード感を持ってやっていくというふうに捉えてよろしいですね。

あと、そもそも、その前段のお話ですけれども、この浄化槽法の第11条の検査ということで、総合判定がおおむね適性、だけれども、この留意事項には透視度が低下しています、処理目標数値に適合していません、それでBODがクリアしていないという数値がこう出ている、今の町の見解でいくと、これは一般の業者でも同じことなのですかね。一般企業の、例えば、何かそういう施設で浄化槽をつけている施設があって、基準をクリアしていない、でも総合はおおむね適性です、だから問題ありません。であれば、BOD自体をクリアしてなくても、問題ないということなのですよ、町の見解は。そういうふうに捉えられるのですよ。総合は確かにおおむね適性、ただ、このおおむね適性というのも、例えばですけれども、令和5年の、今年ですね、今年度でいきますと、4月の10日に検査をしていますよね。それで、おおむね適性、透視度は低下しています、処理目標水質には適合していません。この4月の10日のときの検査結果というのは、58ミリグラムということですから、これは4月の10

日に検査をしていて、浄化槽の清掃を3月23日に行って、浄化槽の清掃だとか、そういうものを対策をした直近の検査で58mg。例えば、では、浄化槽のこの清掃から日が空いての検査をやった場合、どういう結果になるのかね。これを見ていると、おおむね適性の場合には、浄化槽自体抜き取って、清掃して、水張りしてというふうになっていますよね。

そういうことを考えると、おおむね適性だからいいです、総合評価だけ見て、判定だけ見てくださいというような町のスタンスは、いいのですかね。要は、一般の企業に対しても、同じ企業というか、一般で施設を使う人、この浄化槽を同じ状況で使った施設があったとしたら、町はそういう姿勢でいいのですか。これ自体は、環境課になるのかもしれませんが、そこをちゃんとしないと、環境課ではだめですよ、商工労働観光課ではいいですよと、これはおかしいですよ、実際に。

だから、実際、結果は出ているのですから、これを何か、どうにかしなければならぬということをやらずやっつけていかなければならぬので、ただ、その前段で、指導する立場である町が、おおむね適性だからBODの基準はクリアしていなくて、留意事項にも処理目標水質に適合していませんとうたわれている状態で、でも、総合的にはおおむね適性だからいいですよと、これ、民間企業に対しても同じ見解でいいのですか。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

11時20分再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第46号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第6号）の中川友規議員の質問に対する答弁より入ります。

環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは、合併浄化槽の総合判定の結果、例えば、おおむね適

正、不適正となった場合の法定検査結果の活用と反映について御説明申し上げます。

法定検査の結果、行政指導の対象となるものについては、総合判定で不適正の判定となった場合でございます。

しかしながら、おおむね適正とか不適正になった場合、その浄化槽設置者が、この検査を委託している業者をお願いをして、検査をして、その結果については、詳細にこういう事項がだめだと、改善してくださいという事項が検査表に記載されて、浄化槽の設置者または浄化槽協会、それもまた七飯町のほうの結果を受け取るという流れでございますので、その結果内容、検査内容でおおむね適正、不適正になった内容については、それぞれの各三者が把握しているところでございますので、おおむね適正になった場合は、その改善内容について改善するように努力をするというものでございます。その際の浄化槽を点検、例えば、法的点検をした業者が設置者にそういう形で、そういう前段階、行政指導に入らない、不適正になる前であっても、保守点検業者、清掃業者がしっかりと役割を果たすということが求められるというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 行政指導といいますが、行政側からアクションを起こすのは、不適正の総合判定が出た場合のみという答弁だったと思うのですが、これは、それであれば、そもそも水質検査の基準、いろいろ、水素イオンだとか、ほかの透視度だとかとありますけれども、BODもそうですけれども、この20ミリ以下という一つの基準、この基準はクリアしていなくても、総合的に不適正でなければ、要は全く問題ないという、町からの指導もせずに、そのまま川に放流していても問題ないということになると思うのですけれども。

そもそも、では、この浄化槽法の検査の基準といいますが、これではBODだとか、いろいろ書いていますけれども、この基準は、何か意

味があるのですかと言いたくなるのですけれども、毎回、これ処理目標水質に適合していませんというものが書いてあるのですけれども、これでは、それぞれ検査をした会社が施設の人に、これは適合していませんよと言って、それを言われたその施設の会社の人、ああ、そうですかと、では、何かやれたらやりますという程度でしかないということなのですかね。ちょっとその辺が、この検査結果、基準をクリアしていないという中で、法的には、では問題ないということなのか。逆に、問題がないのであれば、改善する必要がないのではないのですか。

(発言する者あり)

○9番(中川友規) 法的に問題がないのであれば、改善しなければならぬというものがあるから、こういう基準というものはあるのですけれども。法律で、この基準を下回るようにやってくださいというものだと思うのですけれども。国のほうで、ペナルティがないとか、そういう、そこまでのペナルティがないからという、ペナルティがないのは分かるのですけれども。町として、行政としての姿勢もそういう考えなのですか。指導は、不適正のときだけの指導、行政指導と。

あと、平成30年度と令和3年度は、不適正と出ていますけれども、では、この不適正が出たときに、行政指導は行っているのですか。ちょっと、質問が3回目なので、これが最後の質問になってしまうので、たくさんしゃべられないので、いろいろしゃべりましたけれども。次、質問できないので、ちゃんと答弁していただきたいのでお願いします。

○議長(木下 敏) 暫時休憩いたします。

それでは、11時40分再開します。

午前11時27分 休憩

午前11時38分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第46号令和5年度七飯町一般会計補正予算(第6号)の中川友規議員の質問に対する

答弁より入ります。

環境生活課長。

○環境生活課長(村山徳収) まず、BOD含めた基準、判定基準でございますけれども、まず、総合判定についてですが、総合判定では、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案して、適正、おおむね適正及び不適正のいずれかに該当するかを判定することとされています。

具体的には、「適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に問題があると認められない場合。

「おおむね適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと認められる場合、または、今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合であって、不適正以外の場合。「不適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る基準に違反している恐れがあると考えられ、改善を要すると認められる場合とされてございます。

まず、BOD、第11条の検査に生物化学的酸素要求量(BOD)の導入について、検査の効果的、効率的な観点から、BODについては、そのような検査には採用されているというところでございます。不適正、BODの場合、水質の場合、そのBODの数値もありますが、外観検査のうち、放流水質または公衆衛生上、著しい影響を与える恐れが極めて強いと考えられる項目について、BOD不適正という形となるものでございます。ちなみに、なないろ・ななえにおいて、不適正となった平成30年、令和3年については、BODは平成30年が193、令和3年が173という形で不適正になったというところでございます。その場合、それぞれの、時には、口頭では同じ庁舎内でございますので、不適正の旨は伝えてはいるところでございますが、もうそれが明確な指導という形なのかどうかあれなのですけれども、口頭では不適正であったよというのは、お互いには認識していたというところでございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) ほかに質疑ございません

か。

佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 同僚議員に引き続き、浄化槽の関係なのですが。

そもそも、浄化槽の設置の目的、浄化槽法です。ね、こちら、「公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。」となっております。

今回、問題になっている第7条及び第11条ですが、その後ろのほう、後段ですね、第12条には、こちらのそもそも浄化槽法が都道府県知事になっていまして、そこから市町村へ権限委譲されていると思いますが、どこまでの項目が権限委譲されているか分かりませんが、知事は、必要な指導または助言を勧告することができる。改善命令を出して、施設を止めることまでできるのです。これ、役場がおおむねだから、1項目でもいいのかという話にはならないのではないかなど。社会通念的に、コンプライアンスを守らなければならないと言っている、その中で、1項目だからいいやとか、2項目だからいいやとか、おおむねだからいいやという話ではないと思います。水質自体も令和3年4月14日の不適正に関しましては、先ほども言いましたけれども、3月16日に汚泥清掃と張り水をしております。こちら、張り水をして1か月後程度になりますけれども、結局、この数値が出ているということは、内部のバクテリアが適正に動いていない、活性化していないということになると思うのです。取ったからいいや、水を張ったからいいやということではなくて、その後、きちんとバクテリアの量を調整しなければ、浄化槽内はバクテリアが沈静化している状態で、活性化しないということは、BODの数値も上がりますし、BODが上がれば、バクテリアが沈静化してしまう。現在の330人槽で、本当に処理できないのかと、もうちょっと処理の方法はあると思うのです、バクテリア数をきっちり管理するのですとか、大沼に浄化センターもあるわけですから、

そこをお願いをして、バクテリア管理をしてもらうとかということもできると思います。

臭突の工事もやっていますけれども、臭いがするということは、もう検査する必要もなく、処理されていない水だということになると思うのです。ね。浄化槽法では、BOD20になっていますけれども、水質汚濁防止法で、河川への放流に対しては150以下、このBODの不適正なときには150すら超えているので、浄化槽法は、浄化槽の排出先で20となっていますけれども、水質汚濁防止法に関しては、河川の放流先で150を下回っていないということになります。

今できることとしては、今が直近の4月とかで58になっていますけれども、これが今、その30万円の中で採水試験をして、検査をするのかどうか分かりませんが、その中で超えていった場合の対策方法として、こちらから言うことではないかもしれませんが、水質汚濁防止法上、河川の放流になっていますので、もし、BODが150を超えているのであれば、希釈するのですとか、すぐできる措置としては、やれることはあると思うのです。下流では、水利権を持って、農業に水を使っているわけですから、このまま垂れ流しという、何もしないということにはならないと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、御答弁申し上げます。

佐々木議員おっしゃるとおり、様々やり方はあるかと思っております。水量を調整してとかと、過去にもやってきたようではありますが、なかなか20を下回らないという現状から、今回、抜本的に20を下回る方法、それから、浄化槽の槽自体が適正なのかというところを調査しまして、その上で、やれる対策は、その中で提案していただきまして、早急にやれるところからやっていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 今回、委託料が30万円ということですが、今回30万円を取って、その結果をもって11月で、12月にまた補正をかけるというやり方もあるとは思いますが、設計委託自体、設計変更できますので、30万円ではなく、その設計、浄化槽の常設まで含めた設計委託料、何百万円になるか分かりませんが、スピード感を持ってやろうと思えば、そういう手だてもいろいろあると思うのです。今回やって、また、臨時会があるか、12月議会になるか分かりませんが、11月から12月までまた1か月空白ができてしまう、そういう中で、どんどん、どんどん先延ばしにしていって、基準値をクリアしない水が、どんどん下流に流れていくということのを阻止するためにも、やはり、役場として、民間ならまだ分かるということではないですが、役所として、やっていいのか、悪いのか、それを悪いというのが5年間続いているのであれば、それを対策して、早急に直していくという姿勢が必要だと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） おっしゃるとおり、早急に手当てしていきたいということで考えてございまして、まずは、その調査、水量の調査ですとか、そういうものをして、11月上旬には成果を出した上で、提案されたものについて速やかに処理を講じていきたいと考えてございまして、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 1点、お願いというか教えていただきたいのですが、今回の30万円、浄化槽の適正化調査業務委託、この業務委託の30万円の積算といいますか、内訳ですね、30万円の、それを教えていただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、御説明申し上げたいと思います。

まずは、水質の成分調査、これを4回考えてございます。これについては、排水、最終的にその浄化槽から出てくる採水を2回。それから、そもそも、トイレに流す水というのは、井戸水を使ってございまして、そちらのほう2回くみまして、実施したいと。それと、その水量のモニタリング。それから、成分の調査という形で、考えてございます。それをやった上で、適正な人槽がどのくらいになるのか。当初、建物を建てたときの設計と、実際に今使っている運用で若干運用が違ってございまして、その辺も勘案して、どういう人槽が適正なのか、その辺を調査すると。また、先ほど同僚議員からの出ましたまずは取りかかれる対策、今、数値が超えているということで、それについても現時点でできるものはやっていきたいということで、それを提案いただきたいということで委託をかけるものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 今のあれば、大体水質検査、これを4回というか、これは、先ほど11月に答えが出るような話でしたけれども、そうすると、大体月に2回ですか、井戸2回、それから、出口のところで2回というような、これだけで30万円という話ですか。人槽の検討というのは、これは調査業務委託には入らないですよ、入りますか。そうすると、その中から、何人槽、何人槽という、そうなりますと、足すのか、新たに大きいのやるのかという、そこら辺まで答えが出てくるということでよろしいですね。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） はい、そのとおりでございます。応急のその、人槽が大体判明するので、次の段階としては、その設計、本工事に伴う設計のほうを次の段で上程したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） そうなりますと、大体11月まで分かりましたけれども。先ほどから、ちょっと私もなかなか理解できなかったのですが、その間は、今の状態で行くという考えでよろしいのですか。それとも、何らかの形で、ある程度の、その基準値を下げると、基準値までになるのか分からないですけれども、下げるといふ考え方なのか、そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 現時点でも、様々工夫を凝らしてやってはいますけれども、現在、保守点検をしている、実際に点検している業者もおりますので、そちらと相談させていただいて、まず、何かできる手だてはないかということで、改めてもうすこし深く検討したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今、これから調査して、11月の中旬くらいまでの間に調査という形の取組が行われるというふうに答弁されておりました。その間に、今、こういった水質基準をクリアしていない状態を対策を早急にやらないで、そこまでもっていくのかという問題があります。

それで、私は、まず、この排出基準をオーバーしてきて、令和3年には、BODでは173mg/L、これが令和4年で28mg/Lまで下げてはいるのです。この下げたときの対策といいますか、どういうことをやって、ここまで下がったのかというのを、まず一つお伺いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 不適正であった、数値が高いところから下がった原因ということですが、やはり清掃の、構内の清掃、それから、張り水という形でやっていたものと。あと、保守点検の中で、様々取り組ん

できたところもありますので、今回、今、これから設計出すまで、設計が上がるまで何もしないということではなくて、まず、保守点検事業者のほうとよく相談させていただいて、早急に何かやれるものは速やかに実施して、その上でまた、委託を今出した成果を見て、またさらに何か手だてがあるようであれば、そちらのほうも講じていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今の答弁では、この下がった理由がこうだというような原因をはっきりさせるような答弁ではありませんでした。それで、町は、これまで対策らしきこととしては、引き抜きというか、汚泥を引く抜くということをやって、排水行為もやっておりますけれども、これが、引き下がった原因ではないかと私は思うのですが。そうであれば、このまま排水基準をオーバーしたままいくのではなくて、さらに、それを徹底して、20mg/L以下にして、それまでの対策を、今後の対策を考えていくという形で取り組んだほうがいいのではないかとこのように思うわけですが。

その際に一つお伺いしたいのは、この道の駅の管理をしているのは、商工観光課なのですが、この排水基準といいますか、適正であるかどうか、不適正であるかどうかという判定をしてきたのはどこなのか、それについてもう一度お伺いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 議員おっしゃるとおり、汚泥の引き抜きですとか、様々な取組はしてきたのですが、なかなか数値が下がらないというところで、今回、抜本的にBODの数値が下がる手段を講じていきたいということで、今回、委託をかけて、その後、設計施工というような流れで、なるべく早めにやっていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

また、浄化槽の法定検査の結果については、議員の資料のほうにもお手元にお配りしていま

すので、そちらのほうを御参照いただければどこから出ているかというのは、分かるかと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 大変失礼しました。検査が、公益社団法人北海道浄化槽協会でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 改めて、この間、令和3年度から4年度の間には、かなりの改善といいますか、BODは下がっているわけです。このときにやった対策といいますか、それをさらに徹底すれば、今の段階で、今年度20mg/L、これをクリアする可能性もないわけではないかと思うのです。それを徹底する気はないのか、調査だけをやるのか、その辺、もう一度お伺いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 議員おっしゃるとおり、今までやって下がった時期もあるのですけれども、なかなかその後下がりきらずにまた上がったとかなくなっていますので、抜本的に今回は数値を下げるということをやるところから、まずは、そちらのほうをやりたいという話で、過去ももちろんやってなかったわけではないのですけれども、下がりきらないというところで、徹底して今回も汚泥の引き抜きやいろいろやりますけれども、やはり、抜本的な対策を今回は講じたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか質疑ございませんか。

質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） では、質疑を終わります。

これより討論を許します。

討論ございますか。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 私は、この提案について足りないと思いますので、反対の討論をしたいと思えます。

各議員から同じ趣旨の質問が繰り返されましたが、理事者側の答弁というのは、当面何もしないという答弁ですね、そこが納得できません。30万円の中にちゃんとした、例えば、実際に令和3年くみ取りをしたのが6回、令和4年は7回、それで値が下がっているというふうに表示だけ見れば見受けられます。

ですから、そのバキュームする回数を増やすとか、そういう答弁があるべきなのです。30万円の中に、そういうことも含めてこの先どうしますかというのであれば、納得ができるのですが、結果が出てからやります、できることはやりますと言いましたけれども、できることは何も具体的に答えていないですよ。今まで5年間やってきたことができることというのは、くみ取りをしました、臭突をつけました、それから、臭い対策をしました。これは、ちょっと言っているもの、答えているものが違うと思えます。水質をきちんとするということが抜けていますよね。

だから、5年間の結果ではっきりしているものに対しての対策を取ることが抜けていますので、考えて直していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

議案第46号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

どちらにしても、なかなか厳しい時間帯になりましたので、これをもって暫時休憩したいと

思います。

1時再開いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第9

発議案第12号 町議員の委任による専決処分事項の指定について

○議長（木下 敏） 日程第9 発議案第12号町議会の委任による専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○9番（中川友規） 発議案第12号町議会の委任による専決処分事項の指定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和5年9月20日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、上野武彦議員、澤出明宏議員、稲垣明美議員、佐々木陵二議員、川村主税議員。

町議会の委任による専決処分事項の指定。

町議会の委任による専決処分事項（昭和57年4月16日議決）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号、以下法という）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1、法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項または用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。

2、会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減額に関

し、歳入歳出予算の補正をすること。

3、法第96条第1項第5号または第8号の規定により、議会の議決を得た契約について、契約金額の10分の1を超えない範囲内において、変更契約を締結すること。ただし、その額が500万円を超えるものは除く。

4、町営住宅及び特定公共賃貸住宅の明け渡し請求。家賃請求等の管理上、必要とする訴えの提起、和解及び調停に関すること。

5、法第96条第1項第12号の規定による1件の金額が140万円以下の訴えの提起、和解及び調停（前項に規定するものを除く）に関すること。

6、法第96条第1項第13号の規定による1件の金額が100万円以下の法律上、町の業務に属する損害賠償の額を決定し、これに伴う歳入歳出予算の補正をすること。

附則。この議決の効力は、議決の日から生ずるものとする。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第12号町議会の委任による専決処分事項の指定についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

発議案第13号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第10 発議案第13号下水サーベイランス事業の実施を求める意

見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 発議案第13号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年9月6日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、神崎和枝。

賛成者、七飯町議会議員、澤出明宏議員、平松俊一議員、青山金助議員、佐々木陵二議員、中川友規議員。

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書。

下水サーベイランスとは、下水中の病原性微生物を測定して、疾病の発生、流行を把握する疫学調査のことです。これより本文を読み上げまして、提案させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況は見えづらくなっている現在、今後、起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランス疫学調査を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な調査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは、感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。

しかし、下水サーベイランスを活用すれば、その地域の見えない感染が見える化できる。感染の初期段階から医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した下水サーベイランスの活用に関する実証実験でも、その結果報告において、将来の感染状況の予測によって、町民への注意喚起や地方公共団体の体

制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記。

1、令和5年9月1日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

北海道七飯町議会。

提出先、内閣官房長官殿、厚生労働大臣殿、国土交通大臣殿、感染症危機管理担当大臣殿。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第13号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

発議案第14号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（木下 敏） 日程第11 発議案第14号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○9番（中川友規） 発議案第14号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月8日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、稲垣明美議員、川村主税議員、上野武彦議員。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に恵まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土など有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通生涯の発生や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨幹を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進する

ため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況も踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む、安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

北海道七飯町議会。

提出先は、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、国土交通大臣殿、国土強靱化担当大臣殿。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第14号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12

発議案第15号 学校給食の無償化を求める意見書

○議長(木下 敏) 日程第12 発議案第15号学校給食の無償化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○9番(中川友規) 発議案第15号学校給食の無償化を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月8日。

七飯町議会議員、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、稲垣明美議員、川村主税議員、上野武彦議員。

学校給食の無償化を求める意見書。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしている。全国では、令和3年5月1日現在で、小学校では99.7%、中学校では98.2%の公立学校において学校給食を実施しており、こ

のような実施率の高さは、国民の学校給食の重要性の認識と強い期待感の表れである。

こうした中、政府が発表した「こども・子育て政策の強化について(試案)」において、学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示された。

昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちに食の安全・安心や栄養バランスの取れた良質な給食を提供することは、心身の健やかな成長に欠かせないものであり、国が進める子育て支援や子どもの貧困対策にも大きく寄与するものである。

本道では、令和4年5月1日現在で、学校給食費の無償化を実施している市町村が40市町村(22.3%)あるものの、これらの市町村も含め、地方自治体の財政状況は厳しく、無償化の実施や継続が困難な自治体も多い。学校給食の無償化を全ての学校で実現するためには、国の支援が必要である。

よって、国においては、学校給食の無償化を早期に実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

北海道七飯町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、文部科学大臣殿、内閣官房長官殿。

以上でございます。

○議長(木下 敏) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第15号学校給食の無償化を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13

**発議案第16号 ゼロカーボン北海道
の実現に資する森林・林業・木材産業
施策の充実・強化を求める意見書**

○議長（木下 敏） 日程第13 発議案第16号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 発議案第16号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年9月11日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、上野武彦。

賛成者、七飯町議会議員、中川友規議員、稲垣明美議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、川村主税議員。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に

推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるために、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く、形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスのエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条規定により提出する。

北海道七飯町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、総務大臣殿、文部科学大臣殿、農林水産大臣殿、経済産業大臣殿、国土交通大臣殿、環境大臣殿、復興大臣殿。

以上であります。よろしく御審議ください。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第16号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14

議員の派遣について

○議長（木下 敏） 日程第14 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第15

閉会中の継続調査の申し出について

○議長（木下 敏） 日程第15 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員長から目下委員会で調査中の特定の案件について、調査が不十分で終了していないため、会議規則第74条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査を許可することに決定いたしました。

日程第16

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第16 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長申し出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長申し出のとおり、その活動を承認することを決定いたしました。

私からなのですけれども、日程第2 認定第1号令和4年七飯町一般会計歳入歳出決算認定の上野武彦議員の討論において、活力のあるまちづくり推進助成金の金額の部分が、錯誤がありますので、議長において金額の部分を削除したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、上野武彦議員の討論において、活力のあるまちづくり推進助成金の金額の部分を削除することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和5年第3回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時29分 閉会